

# 福岡県公報

平成二十六年十二月二十六日  
第三千六百五十六号  
増刊 ①

## 目次

規 則 (第五十六号)

○福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………

正 誤

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (平成二十四年福岡県条例第八十号) 中正誤 ……………

## 規 則

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成二十六年十二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十六号

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則  
福岡県屋外広告物条例施行規則 (平成十四年福岡県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 正 誤

24 ・ 12 ・ 28	発行 年月日								
3458 増刊①	公報 番号								
条例	種 類								
80	同上 番号								
18	ペ ー ジ								
○	上 欄								
	下								
表中	行								
	備 考								
	正	<p>四 法第五十五条第二項において準用する法第五十条第二項の規定による申出がある場合 ○○○○前各号の規定による金額に、</p>							
	誤	<p>四 法第五十五条第二項において準用する法第五十条第二項の規定による申出がある場合前各号の規定による金額に、</p>							

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)